



報道関係者 各位

平成 28 年 2 月 29 日(月)

【照会先】

愛知労働局労働基準部監督課

監 督 課 長 小川 裕由

統括特別司法監督官 塩谷 欽一

(電 話)052-972-0253

平成27年の司法処分状況

～ 前年比6%増となる労働関係法令違反を送致 ～

愛知労働局（局長 藤澤勝博）は、平成27年（1～12月）の司法処分の状況（愛知労働局及び管下14の労働基準監督署が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検したもの）を以下のとおり取りまとめました。

○司法処分件数	<u>71件</u> （対前年比 +4件 6%増）
○法令別件数	
労働基準法等違反	<u>32件</u> （対前年比 +5件）
労働安全衛生法違反	<u>39件</u> （対前年比 ▲1件）

昨年の司法処分は前年比 4件（6%）増加した。製造業や建設業で死亡災害など重篤な労災事故に伴う労働安全衛生法違反はほぼ横ばいだが、外国人技能実習生を使用する事業所への監督指導を強化し、これらの監督指導を端緒にした労働基準法違反の事件が大幅に増加した。

労働基準監督機関では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っていますが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、検察庁へ送検（いわゆる「司法処分」）しています。今般、愛知労働局における平成27年の司法処分状況を取りまとめたものです。

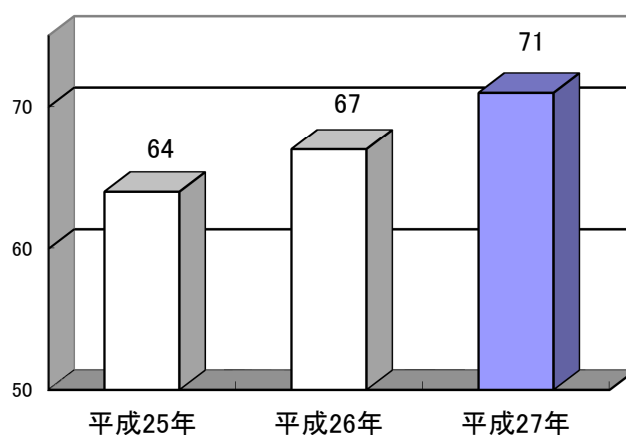
※ 労働基準法第102条

労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。（最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。）

1 概要

(1) 司法処分件数

平成27年の司法処分件数は71件で、前年の67件から4件、6%増加した。



(2) 業種別件数

業種別では、建設業が最も多く24件で、次いで製造業が17件となっている。

	平成25年	平成26年	平成27年
製造業	19	18	17
建設業	17	23	24
運輸・交通業	4	2	2
商業	4	4	6
接客娯楽業	8	6	3
清掃・と畜業	1	3	5
その他	11	11	14
総件数	64	67	71

(3) 法令別件数

- 法令別の司法処分件数は、労働基準法及び最低賃金法違反に係る事件（以下「労働基準法等違反事件」という。）が32件、労働安全衛生法違反事件が39件である。
- 前年と比較して労働基準法等違反事件の件数は5件増加したが、労働安全衛生法違反事件は1件減少した。
- 労働基準法等違反事件を内容別に見ると、「定期賃金の不払」が17件と5割を占めている。「その他」の中には、18歳未満の年少者に危険有害業務に従事させていた事件や、15歳未満の児童を使用していた事件が含まれている。
- 労働安全衛生法違反事件の内容別では、「機械等危険防止」が14件、「墜落等危険防止」が12件、「労災かくし」が6件等となっている。

		平成25年	平成26年	平成27年
労働基準法等違反	定期賃金の不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	21	21	17
	労働時間・休日の確保 (労働基準法第32条・第35条・第40条)	4	5	4
	賃金不払残業(サービス残業) (労働基準法第37条)	3	1	6
	その他	7	0	5
	計	35	27	32
労働安全衛生法違反	作業主任者の選任等 (労働安全衛生法第14条)	2	1	1
	機械等危険防止 (労働安全衛生法第20条)	10	17	14
	墜落等危険防止 (労働安全衛生法第21条・第31条)	7	12	12
	就業制限 (労働安全衛生法第61条)	1	2	3
	労災かくし (労働安全衛生法第100条)	6	6	6
	その他	3	2	3
	計	29	40	39

(4) 端緒別件数

捜査を開始する端緒は、労働基準法等違反事件では32件中、9件が告訴・告発によるものである。労働安全衛生法違反事件では、死亡災害等の重大な労働災害を端緒とするものが39件中32件にのぼる。司法処分件数全体では、告訴・告発を端緒とするものは10件(14%)である。

	平成25年			平成26年			平成27年		
	労働基準法等	労働安全衛生法	合計	労働基準法等	労働安全衛生法	合計	労働基準法等	労働安全衛生法	合計
告訴・告発	8	0	8	5	0	5	9	1	10
告訴・告発以外	27	15	42	21	6	27	21	6	27
死亡等の重大な労働災害	0	14	14	1	34	35	2	32	34
総件数	35	29	64	27	40	67	32	39	71

2 特徴

平成27年は、前年（平成26年）と比較して、法令別で労働安全衛生法違反事件がほぼ横ばいであるのに対し、労働基準法等違反事件が増加した。

外国人技能実習生に対する人権侵害が疑われる悪質な事業者に対して、厳正な対応で臨んだ結果、当該実習生を対象とした賃金不払い残業等の事件が7件を占めることとなり、実習実施事業場のみならず監理団体等も含めた労働基準法等違反事件が増加することとなった。

3 今後の方針

労働基準監督機関の使命は、労働基準関係法令の履行確保を図ることにある。このため、法違反の是正を行わない事業場や、法違反が原因で重大な労働災害を発生させた事業場等に対しては、引き続き司法警察権限を積極的に行使するとともに、厳正に対処することとしている。

平成27年の司法処分事例

I 労働基準法等違反事件の事例

定期賃金の不払

名古屋市内に本店を置き、社会福祉施設を営む事業者が、経営状況の悪化を原因として賃金不払を発生させ、労働者計28名に対する2か月分賃金合計約590万円の不払について立件したもの。

(最低賃金法第4条違反)

※ 最低賃金法第4条第1項

「使用者は、… 労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。」

※ 最低賃金は都道府県ごとに定められています。

(現在の愛知県最低賃金額 1時間820円)

※ 雇用契約で定めた賃金を支払わない場合は労働基準法第24条違反にもなりますが、特別法に当たる最低賃金法違反として処理されます。

長時間労働

豊橋市内に本店を置き、一般貨物自動車運送業を営む事業者が、労働基準法第36条で定める時間外労働等に関する労使協定（以下「36協定」という。）なく、休憩時間を除き、法定労働時間の8時間を超えて、1日について15時間の労働をさせていたもの。同社に使用されるトラック運転者の運転するトラックが、三重県内の国道においてガードレールにぶつかり横転する事故が発生し、同トラック運転者が死亡したもの。

(労働基準法第32条違反)

※ 労働基準法第32条 第1項、2項

「使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間…1週間の各日については…1日について8時間を超えて、労働させてはならない。」

長時間労働及び割増賃金の不払

名古屋市内に本店を置き、プラスチック用品の製造販売を営む事業者が、外国人技能実習生4名に対し、36協定で定めた1日及び1箇月の限度時間を超えて、1日につき最長10時間30分、1箇月につき最長161時間30分の時間外労働を行わせ、かつ

時間外労働等に対する割増賃金について、時間外実績を36協定で定めた限度時間内に収まるように改ざんすることで、4箇月分の割増賃金総額約62万円を不払いにしたもの。

小牧市内に本店を置き、プラスチックの成形加工等の業務を営む事業者が、外国人技能実習生4名に対し、36協定で定めた1日及び1箇月の限度時間を超えて、1日につき最長6時間30分、1箇月につき最長133時間30分の時間外労働を行わせ、かつ

時間外労働等に対する割増賃金について、時間外実績を36協定で定めた限度時間内に収まるように改ざんすることで、3箇月分の割増賃金総額約49万円を不払いにしたもの。

※ 労働基準法第37条第1項

「使用者が・・・前条（第36条）第1項の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させた

場合においては・・・通常の労働時間・・・の賃金の計算額の2割5分以上5割以下の範囲内で・・・政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。・・・」

年少者の危険業務

岐阜県瑞穂市内の足場組立業を営む個人事業主が、名古屋市内の橋の補修工事現場において、満17歳の労働者に、高さ5メートル以上のつり足場上の危険業務に就かせたもの。

(労働基準法第62条違反)

※ 労働基準法第62条第1項

「使用者は、満18歳に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除…その他厚生労働省令で定める危険な業務に就かせ・・・てはならない。」

Ⅱ 労働安全衛生法違反事件の事例

機械等危険防止

丹羽郡内に本店を置き、土木建設を営む事業者が、道路新設工事現場において、同事業者の労働者が機械（コンクリートミキサー）の清掃作業を行わせるにあたり、他の者が誤って起動装置を入れる等によって清掃作業を行う者が機械に巻き込まれる等の危険があるときは、機械の起動装置に表示板を取り付ける等、同作業に従事する労働者以外の者が同機械を運転することを防止するための措置を行わなければならないのに行わなかったもの。同労働者が機械の清掃作業を行っていたところ、停止していた同機械が作動し、攪拌羽根に巻き込まれ、重傷を負ったもの。

(労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第107条違反)

※ 労働安全衛生法第20条

「事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 機械、器具その他の設備・・・による危険
- 2 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 3 電気、熱その他のエネルギーによる危険」

※ 労働安全衛生規則第107条

第1項

「事業者は、機械のそうじ・・・の作業を行なう場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、機械の運転を停止しなければならない。・・・」

第2項

「事業者は、前項の規定により機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠をかけ、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転することを防止するための措置を講じなければならない。」

就業制限違反

西尾市内に本店を置き、土石販売等を営む事業者が、採石場で自社で使用する労働者にフォークリフトを使用してゴミの片付け作業を行わせるにあたり、フォークリフト技能講習修了その他厚生労働省令で定める資格を有していないにもかかわらず、外国人技能実習生にその運転の業務に就かせたもの。フォークリフトは横転し、同フォークリフトのヘッドガードと地面の間に外国人技能実習生が挟

まれて死亡する災害が発生したもの。

(労働安全衛生法第61条違反)

※ 労働安全衛生法第61条第1項

「事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては・・・厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。」

労災かくし

刈谷市内に本店を置き、金属部品加工業を営む事業者が、自社で使用する労働者がNC旋盤での作業中に機械に右腕を挟まれ、3週間の休業を要する傷害を負ったにもかかわらず、この労働災害を隠蔽するため、所轄の労働基準監督署長に対し労働者死傷病報告を提出しなかったもの。

(労働安全衛生法第100条、労働安全衛生規則第97条違反)

※ 労働安全衛生法第100条 第1項

「…労働基準監督署長は、…事業者…に対し、…報告させ・・・ることができる。」

※ 労働安全衛生規則第97条第1項

「事業者は、労働者が労働災害…により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、・・・報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。」

労働基準監督官の主な仕事

臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは働く人からの申告・相談などを契機として、工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行います。

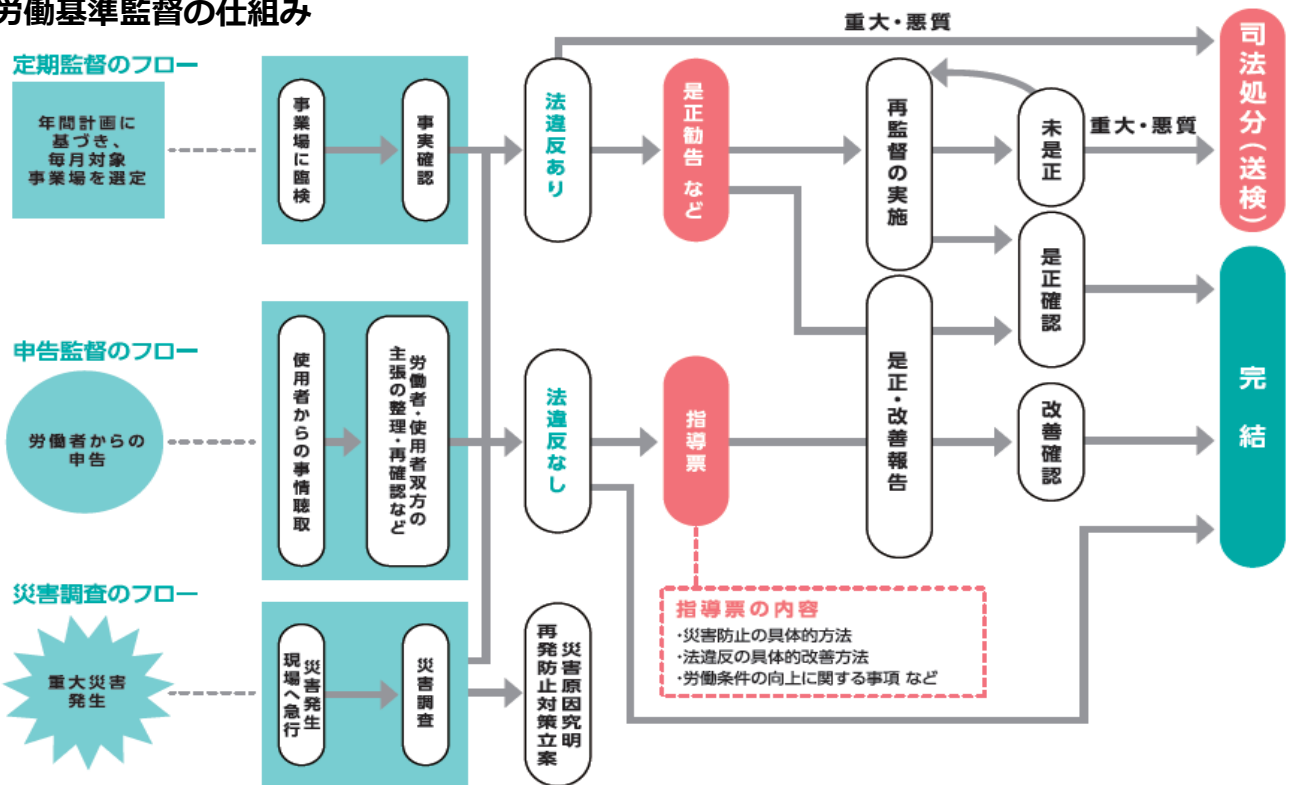
法律違反が認められた場合には事業主などに対し、その改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

司法警察事務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられています。

事業主などがこれらの法律に違反し、度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として取調べなどの任意捜査や捜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

◎労働基準監督の仕組み



◎平成28年度労働基準監督官採用試験2016

【試験要綱】

インターネット 受付期間

平成28年 **4/1** (金) 9:00～ **4/13** (水) 受信有効

インターネット申込用受験案内アドレス【http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannnai/jyukennannnai_rouki.pdf】

インターネット申込専用アドレス【<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】

インターネット申込みができない環境にある場合は、都道府県労働局に電話連絡してください。郵送又は持参の受付期間は、4月1日(金)～4月4日(月)です。
(4月4日(月)までの通信日付印有効。受付期間が短いので注意してください。)

第1次試験

平成28年 **5/29** (日) 9:05 (受付開始) 9:35 (試験開始) -18:05 (試験終了)

【第1次試験合格者発表日】平成28年6月28日(火)9:00

第2次試験

平成28年 **7/13** (水) **14** (木) **15** (金) 第1次試験合格通知書で指定する日時
(日時の変更は、原則として認められません。)

【最終合格者発表日】平成28年8月22日(月)9:00

【受験資格】

- 昭和61年4月2日～平成7年4月1日生まれの人
- 平成7年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - ①大学を卒業した者および平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ②人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

【試験の程度】大学卒業程度

- 【採用予定人数】●労働基準監督 A (法文系) 約160名
- 労働基準監督 B (理工系) 約40名

知って
得する
労働法

労働基準監督署の役割



労働基準行政の組織

働く人びとの安心と安全を守るため、あなたの街に労働基準監督署があります。



監督機関の職員等



労働基準主管局、都道府県労働局及び労働基準監督署に労働基準監督官を置くほか、必要な職員を置くことができる。
(労働基準法第97条第1項)



労働基準監督署の役割と仕事



方面(監督課)

労働条件の確保・向上を任務とし、

- 申告・相談の受付
- 職場に立ち入り、法違反などが認められた場合、是正を指導
- 重大・悪質な事案の任意捜査、強制捜査などを行う。



事業場への監督

安全衛生課

働く人の安全や健康の確保を任務とし、

- クレーンなど機械の検査
- 建設工事などの計画届の審査
- 健康診断実施状況の確認などを行う。



労災課

仕事中のケガや病気に対する保険給付を任務とし、

- 保険金の給付に係る審査
- 労働保険適用手続の促進
- 労働保険料の徴収などを行う。

労災相談
指導業務
など



厚生労働省
愛知労働局

総合労働
相談コーナー

労働問題に関する
あらゆる分野の
相談先のご案内



労働条件相談
ほっとライン

夜間・土日の
労働条件に関する
無料相談先のご案内



確かめよう
労働条件

労働条件に関する
総合情報サイト
のご案内



確かめ~るのだ!



お問合せは、愛知労働局または最寄りの労働基準監督署へ

知って
得する
労働法

“労働基準監督官”の仕事

全国的都道府県労働局・労働基準監督署・支署に配置される公務員

監督官の仕事



監督

事務所・工場・工事現場を調査・指導

労働時間の長い会社や危険な機械・有害物を使用する工場などを選定する計画的な監督

働く人からの申告・情報・相談による監督

仕事上の事故やケガの発生による監督

安全 + 第一

労働基準監督官は、事業場、寄宿舍その他の附属建設物に臨検し、帳簿及び書類の提出を求め、又は使用者若しくは労働者に対して尋問を行うことができる。（労働基準法第101条）

※ 臨検（りんけん）…労働関係法令違反の有無を調査する目的で事業場に立ち入ることをいいます。

目的

- ・働く人の権利を守るため
- ・安心して働ける職場環境を保つため

長時間の過重労働、若者の使い捨て、職業性疾病、労災事故 etc... から働く人を守ります。



質問・調査・確認

- ・事業場へ立ち入り、質問します。
- ・労働条件や安全管理体制等について調査します。
- ・労働者名簿・賃金台帳・タイムカード等の書類、職場の安全、作業方法、機械設備等を確認します。

法違反等が確認された場合、文書により是正を勧告し、機械等の使用停止を命じる等改善のための指導を行います。

良好な環境に改善されたことが確認できれば、指導は終了します。

重大・悪質な事案の場合、書類送検することもあります。



厚生労働省
愛知労働局

総合労働
相談コーナー

労働問題に関する
あらゆる分野の
相談先のご案内



労働条件相談
ほっとライン

夜間・土日の
労働条件に関する
無料相談先のご案内



確かめよう
労働条件

労働条件に関する
総合情報サイト
のご案内



確カメ～るのだ！



お問合せは、愛知労働局または最寄りの労働基準監督署へ